

事業承継をお考えの中小企業に対する融資のご案内

○ 資金の概要

融資の種類	<p>① 事業承継支援資金融資</p> <p>② 事業承継支援特別保証資金融資</p>
融資の対象者	<p>① 事業承継支援資金融資</p> <p>事業承継支援資金融資の対象者は、次の（１）から（４）のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第1号、第3号、第4号、第5号の事由に係るものに限る。）を受けたもの。</p> <p>(2) 事業継続が困難な事業者から事業用資産等の譲渡を受けて、当該事業を承継しようとするもの。</p> <p>(3) 後継者による経営権の集約を目的として、持株会社が事業会社の株式を集約化しようとするもの。</p> <p>(4) M&A、EBO等による事業承継をこれから実施するため、事業継続が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とするもの。</p> <p>② 事業承継支援特別保証資金融資</p> <p>事業承継支援特別保証資金融資の対象者は、次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当するものとする。</p> <p>(1) 保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人であること。</p> <p>(2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。</p> <p>(3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、保証協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。</p> <p>①資産超過であること</p> <p>②EBITDA有利子負債倍率（注2）が1.5倍以内であること</p> <p>③法人・個人の分離がなされていること</p> <p>④返済緩和している借入金がないこと</p> <p>（注1）申込日が危機関連保証又は新型コロナウイルス関連セーフティネット保証4号発動期間中である場合は、発動期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>（注2）$EBITDA \text{ 有利子負債倍率} = (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$</p>
資金使途	<p>運転資金・設備資金</p> <p>※事業承継支援資金融資は、別途詳細条件あり。</p> <p>※事業承継支援特別保証資金融資は、個人保証付きの既存の借入（プロパー融資含む）からの借換も可。ただし、同融資の対象者の要件である②（2）に該当する方は、事業承継前における個人保証付きの既存の借入（プロパー融資含む）からの借換のみ可。</p>

融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内（据置き1年以内を含む）
融資利率	年0% （変動利率のため、経済情勢により年0%から変更になる可能性があります。）
保証料率	① 事業承継支援資金融資 0.25%～1.56% ② 事業承継支援特別保証資金融資 0.45%～1.76%（※中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたものは、0.20%～1.08%）
担保・保証人	保証協会の定めるところによる
信用保証	保証付き
備考	① 借換は、原則対象外。 ② 借換は、原則可能。 ※資金使途欄参照

※上記の表のうち、資金使途、融資限度額、融資期間、融資利率、担保・保証人、信用保証、取扱期間、の各欄は、①、②の2つの融資の共通項目です。

※事業承継支援資金融資、事業承継支援特別保証資金融資とも融資の対象者別に事業承継計画書等の添付書類が必要となります。

※事業承継支援資金融資の対象者（2）（4）については、対象者（1）に係る認定が必要となります。

※事業承継支援特別保証資金融資は、事業承継特別保証制度を対象の保証制度とします。

お問合せ先

岡山市産業観光局商工部
産業振興課
岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL：(086) 803-1325
FAX：(086) 803-1738
E-mail：keieishien@city.okayama.lg.jp